

長野県知事選挙の投票 について（お知らせ）

～ 転出・転入される皆様へ ～

令和8年8月9日(日)は、長野県知事選挙の投票日です。

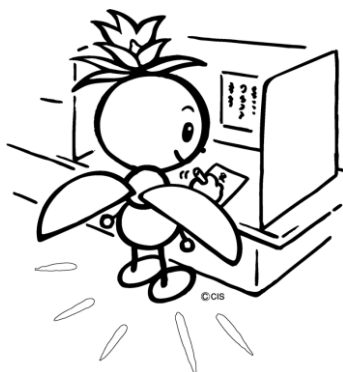
この選挙で投票できるのは県内の市町村の選挙人名簿に登録されている方です。
今までお住まいの市町村から転出し、県内の他の市町村へ転入される方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、裏面に記載した表をご覧ください、お間違えのないようにしてください。

旧住所地（登録されている住所地）での投票の場合、旧住所地に行かなくても、事前に投票用紙を取り寄せるなど所定の手続きをお取りいただければ、新住所地で「不在者投票」ができますので、棄権せずに投票しましょう。

なお、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、市町村長が発行する証明書※の提示等により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

※ 証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をいい、最寄りの市町村で交付を受けることができます。

ご不明な点がありましたら、お気軽に最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会におたずねください。



長野県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会

令和8年8月9日(日)に長野県知事選挙及び県議会議員補欠選挙が行われます。

最近、住所を異動された方は、投票できる場所が変わることがありますので、次の表によりご確認ください。

1 長野県内の市町村に転入届を出した方（2に該当する方を除く）

	届出の日	投票場所・選挙権の有無			備 考
		新住所地で 投票できる	旧住所地で 投票できる	投票できない	
他の都道府 県から転入 された方	令和8. 4. 22以前	○			
	令和8. 4. 23以後			○	
長野県内の 他の市町村 から転入さ れた方	令和8. 4. 22以前	○			
	令和8. 4. 23以後		○ (※1)		

2 知事選挙と同時に県議会議員補欠選挙が行われる選挙区（上田市小県郡選挙区）内の市町村に
転入届を出した方

	届出の日	投票場所・選挙権の有無			備 考
		新住所地で 投票できる	旧住所地で 投票できる	投票できない	
他の都道府 県から転入 された方	令和8. 4. 29以前	○ (※2)			
	令和8. 4. 30以後			○	
長野県内の 他の市町村 から転入さ れた方	令和8. 4. 29以前	○ (※2)			
	令和8. 4. 30以後		○ (※1)		

※1 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。「期日前投票」を行う際も同様です。なお、旧住所地が県議会議員補欠選挙の行われる選挙区内である場合には、旧住所地で県議会議員補欠選挙（旧住所地の選挙区）の投票もできます。

※2 県議会議員補欠選挙（新住所地の選挙区）の投票もできます。

届出の日が令和8. 4. 23から令和8. 4. 29までの方が、期日前投票、不在者投票を行う場合は、最寄りの市町村選挙管理委員会におたずねください。

注 意

- 令和8年4月23日以後（県議会議員補欠選挙が行われる選挙区内の市町村に転入届をされた方は令和8年4月30日以後）、長野県内の市町村間で住所を異動された方は、旧住所地で投票を行うことになります。ただし、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- 旧住所地で投票する際には、市町村長が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」を提示する等の方法により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。この証明書は、最寄りの市役所、町村役場の市民課（又は住民課等）で交付を受けることができます。
- 新住所地の市町村において長野県知事選挙以外の選挙が同日に行われる場合には、上記の表と異なる取扱いとなることがあります。当該市町村選挙管理委員会におたずねください。

◆◆◆ 【所在地での不在者投票について】 ◆◆◆

阿南町の選挙人名簿に登録されている方が、仕事（学業）等で町外に滞在している場合、阿南町選挙管理委員会に投票用紙を請求して、阿南町以外の最寄りの市町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。

対象となる選挙

令和8年8月9日執行 長野県知事選挙

投票手順

1 投票用紙等の請求について

「不在者投票宣誓書兼請求書」に正確に必要な事項を記入します。

入場券または、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等の写し）を添えて、直接阿南町選挙管理委員会事務局（阿南町役場内）へお持ちいただくか、郵送で投票用紙等を請求してください。

「長野県知事選挙のお知らせ」のハガキが届いている方は、最寄りの市町村が発行する「証明書」を同封してください。

請求先

〒399-1511

長野県下伊那郡阿南町東条58番地1

阿南町役場内

阿南町選挙管理委員会事務局

※選挙期日の告示日前でも請求できます。

2 投票用紙等が届いた後の注意点と最寄りの市区町村での投票について

《お届けする書類》

- ・ 投票用紙 1枚
- ・ 不在者投票用紙内・外封筒 各1枚
- ・ 不在者投票証明書入り封筒（絶対に開封しないでください。）
- ・ 候補者選挙公報等（選挙公報は8月1日からの配布となります）

以上の書類を告示日（７月２３日）の翌日以降「選挙事務」と押印した封書でお送りします。（この時点では投票用紙には何も記載しないでください。）

この時点で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書入り封筒を開封すると不在者投票ができなくなりますのでご注意ください。

お届けした「選挙事務」と押された封書一式をお持ちの上、お早めに最寄りの市区町村の選挙管理委員会へお出かけいただき、選挙管理委員会の指示により投票してください。

※投票できる期間、場所、時間が異なる場合がございます。事前に最寄りの市区町村の選挙管理委員会へお尋ねください。

※投票不在者投票手続きの済んだ投票用紙等は、投票した最寄りの市区町村の選挙管理委員会がお預かりし、阿南町選挙管理委員会へ郵送されますが、投票日（８月９日）の投票所閉鎖時刻（午後７時）までに、阿南町の投票所に到着しなければなりません。

郵送には日数がかかりますので、投票用紙の請求や投票の手続きはお早めをお願いします。

３ その他

投票用紙等受領後、ご都合により投票できなかった場合は、必ずその投票用紙等を阿南町選挙管理委員会事務局まで返送してください。

※ご不明な点等ございましたら、ご面倒でも下記担当までご連絡ください。

阿南町選挙管理委員会事務局

担当 佐々木

電話：０２６０－２２－２１４１

FAX：０２６０－２２－２５７６

【不在者投票（所在地用）】

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和8年8月9日執行の長野県知事選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

ここに真実に相違ないことを宣誓し、投票用紙等を請求します。

阿南町選挙管理委員会委員長 宛

※太枠内にボールペン等で必要事項を記入してください。

請 求 日	令和 8 年 月 日	
送付先住所 連絡先等	郵便番号	〒 —
	住 所	
	電 話	— —
名簿登録地 (阿南町の住所)	下伊那郡阿南町	
氏名・生年月日	(氏名)	(生年月日) 明・大 昭・平 年 月 日生
不在者投票事由	仕事等	仕事、学業、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭 など
	旅行等	レジャーや旅行等のため投票区外に外出
	病気等	病気、負傷、出産 等で歩行困難など
	島 等	交通至難の島等に居住・滞在
	転 出	住所移転のため、本町以外に居住
	天災等	天災、悪天候により投票所への到達が困難

※1 請求は、選挙管理委員会へ直接持参するか郵送してください。
※2 不明な点がございましたら、阿南町選挙管理委員会へお問い合わせください。

----- (これより下欄は、選挙管理委員会が記載します。) -----

受付日	受付番号	投票区	名簿番号	本人確認書類	確認者
			—	運転免許証・健康保険証 その他()	